

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和3年12月10日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和3年12月10日（金曜日） 午前10時50分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第145号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（18名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美
山田辰也 村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰
議長 長田共永

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、大場隆佑

開 会 午前10時50分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日の本会議におきまして本委員会に付託されました第145号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第9号）の1議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可いたします。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭にお願いをいたします。なお、2問目以降の質疑については、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第145号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行わせていただきます。

歳出3の3の1児童福祉総務費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、11ページになります。3点ございます。

1、2億9,113万7千円の事業費になりますが、主な内容を伺います。

2点目、給付日程を伺います。

3、所得制限の有無と申請方法を伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 第145号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第9号）、歳出3款3項1目児童福祉総務費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業についてお答えさせていただきます。

初めに、2億9,113万7千円の事業費の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響に苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し臨時特別給

付金を給付し、事業費の主な内容としましては会計年度任用職員報酬、時間外勤務手当、費用弁償、消耗品費、通信運搬費、振込手数料、システム改修業務委託料、子育て世帯への臨時特別給付金です。

次に、2問目の給付日程、支給対象者、人数、給付額、支給時期ですが、支給対象者は平成15年4月2日から令和4年4月1日生まれの児童を養育している父母等で、約3千人に支給する予定です。また、対象児童数は約5,741人で、対象児童1人当たり現金5万円を支給するため総給付額は2億8,705万円を見込んでいます。支給時期について、児童手当を受給している方は対象児童や金融口座の情報を把握しているため、令和3年12月27日に児童手当の支給先の口座に申請不要の方式で振り込む予定です。その他の方については、申請受付後、令和4年1月以降に支給を予定しています。

次に、3問目の所得制限の有無と申請方法ですが、本給付金の支給対象には所得制限が設けられており、児童手当の受給者と定められています。また、令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上である特定給付の受給者は対象外であると定められています。

また、令和3年9月30日時点で高校生世代のお子さんのみを養育しており、主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる所得制限額未満の方で、所属庁から令和3年9月分の児童手当の支給を受けている公務員については申請が必要となり、対象者には案内及び申請書を郵送することで申請が必要であることを周知し、郵送等で申請受付を行う予定です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。こちらは国からの施策の給付ということで理解をいたしました。総合的には、子どもの苦しい世帯へということで私も理解はできております。

しかし、私自身はやっぱりコロナで苦しん

でいるのは子育て世帯だけではないものですから、やはり非正規労働者の方とか、あとコロナでバイトができない学生さんとか、そういった生活困窮者の方がいるものですから、その子育てだけに絞るといことは、私自身やっぱり違うんではないかなと思います。

しかし、今回の子育て世帯への苦しんでいる方もおみえになるものですから、そういった視点で充実する質疑ができればと思っております。

今回、5,741人の児童の方がいるということで給付対象になるんですが、こちらのほうは早ければ12月27日の時点で児童の給付、9月の児童手当の給付者はできるということでもいいのかというのが1点と、あと高校生世代、また公務員の方ということで、こちらは申請書が要るのかどうか、そういった2点を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 中学生以下の児童を養育し、令和3年9月分の児童手当受給者の方については12月27日に支給をいたします。支給対象者には、12月中旬に案内を送付します。

また、それ以外の方について、新生児や高校生世代の児童のみを養育している方、公務員の方については申請を受付後、順次支給をしていく方向になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 もうちょっと聞きたかったんですが、申請書というのを出さないといけないのかということと、またその周知、しっかりやはり申請書を出す手間があると思うものですから、そちらを漏れがないようにどのように周知徹底していくのか、そこら辺の対応策はどうなっているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 高校生世代の児童のみ養育している方や公務員の方について

は申請書が必要になりますので、こちらとしては12月下旬頃対象児童を含む世帯等に申請のためのお知らせを送付いたしまして、予定としては令和4年1月7日から申請を受け付けさせていただくスケジュールとなっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そこで、しっかり漏れがないという形で周知徹底が完全にできるという状況になるのかどうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 あらかじめこども未来課で対象となる世帯に対して申請を郵送で案内を送付させていただいて、その方に申請を出していただいて順次支給をしてみたいと思いますので、あとは市のホームページや広報などでお知らせをしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういった形でしっかり周知をして申請書を漏れなく皆さんに出してもらおうということで徹底していただきたいと思っております。

あと、所得制限のことについてお伺いしたいんですが、所得制限の大体収入は幾らぐらいの方が所得制限にかかるとなっているのか伺いたいのと、あとその数がもしも分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 所得制限につきましては、児童手当の所得制限限度額を用います扶養親族数によって所得制限額が異なります。例えば、扶養親族数3人の場合には収入の目安としては960万円、所得制限限度額については736万円ということで、児童手当の所得制限限度額を用いることとなります。

数につきましては、支給対象となる児童の見込みなんですが、9月分の児童手当の受給者が3,981人、高校生世代については1,145人、

新生児については93人、公務員については522人で、支給対象となる児童については5,741人を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。年収が960万円以上の世帯を省くという形になるのかなと思っておりますが、またそこで、所得制限にかかる方もいるよということで理解をいたしました。

あと、この給付の時点では、ニュースでも行っていると思いますが、5万円現金、5万円はクーポンということですが、新城はどうしていくのかというのを伺いたいと思っております。クーポンは967億円の事務経費がかかるかというところで、そこら辺のお金がかかるんだとしたら、やっぱり現金で10万円出したほうが良いと、大阪市も言っておたりしますが、そういった考え、あるのかどうか、またクーポンの経費、幾らかかるのか等分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員に申し上げます。新規の質疑に入ってくるかと思っておりますが、その辺容赦していただいております。

浅井課長、いいですか。答えられるようでしたら範囲の中で答えていただいて。

浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 クーポンについては、国の事業の説明会があったばかりでまだ国や県から実施要綱などが届いておりませんので、まだ内容も不明な点もございまして、検討している段階であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、クーポンの件はまだ全然聞いていないということで理解をいたしました。

声としては、現金給付のほうが事務手数料が要らないのではないかとこのところで、経費を浮かせるためにも現金給付でという声がありますので、ぜひそういったことも考慮に

入れていただき、考えていただければと思っております。

最後、1点だけにしますが、もしこの給付のときに、給付する家庭の事情、それぞれあると思いますが、特殊な事情になるかと思いますが、DVを受けているお子さんと一緒にシェルターとかに入っている方とか、そういったことのケースについては5万円支給、どういう形で対応するのか、また対応の考えがあるのかどうか、伺いたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 DVに対する対応につきましては国のほうからも要綱が届いておりますので、国の要綱に準じて居住地のほうで申請受付を行うこととなりますので、国の要綱に基づいて事務を進めてまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 国の要綱がどういう形で対応しているのか、分かったら教えていただきたいんですが、そういった方がいる方は早めに市のほうに連絡して対応をしてもらおうとところが始まりの対応策かなと思うんですが、そこら辺の、今、困っている方はどういうふうアプローチすれば対応してくれるのかどうか、市の対策、対応を伺いたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 DVの関係ですと、こども未来課と児童養育支援室が担当になりますので、児童養育支援室と申請受付について様々な打合せを行いながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

以上で第145号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第145号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第145号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午前11時08分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘